

# 地盤審査補償事業 団体賠償責任保険制度 のご案内

地盤崩壊危険補償特約セット 請負業者賠償責任保険  
施設所有(管理)者賠償責任保険  
地盤調査・補強工事に関する特約セット生産物賠償責任保険※  
※限定プランには、生産物賠償責任保険はセットされません。



## 団体賠償責任保険の特長

### ■ 地盤審査補償事業の登録地盤業者のための保険制度です！

登録地盤業者がご加入できます。

### ■ 地盤調査や補強工事などの業務に関する損害に対応！

下記の事故により他人の身体に障害を発生させたこと、または他人の財物を損壊させたことにより、補償の対象となる方（被保険者）が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害に対して保険金をお支払いします。

- ◆ 地盤調査・地盤補強工事などの業務遂行中の偶然な事故
- ◆ 業務遂行のために、所有・使用または管理する施設の管理上の不備による偶然な事故
- ◆ 地盤調査・地盤補強工事などの業務の結果、対象となる地盤が不同沈下することにより対象となる建物に発生した財物損壊の事故  
（地盤調査のみ行った地盤の不同沈下にも対応します）

### ■ 登録地盤業者が遂行する業務や製造・販売する財物が包括的に対象となります！

「保険金を支払う限度額」は

保険期間中**100**億円！

保険制度全体の限度額となります。

1事故あたりの支払限度額は当パンフレット「4 保険金を支払う限度額」をご覧ください。

**貴社の地盤業務による  
事故発生時の対応をバックアップします！！**

# 団体賠償責任保険の概要

## 1 保険の内容および加入タイプ

補償の内容	加入タイプ	
	総合プラン	限定プラン
<b>請負業者賠償責任保険</b> ・地盤調査や補強工事などの業務の遂行中の事故 ・業務遂行のために所有、使用または管理する施設の管理上の不備による事故	◎	◎
<b>施設所有(管理)者賠償責任保険</b> ・所有、使用または管理する施設の利用中の事故	◎	◎
<b>生産物賠償責任保険</b> ・地盤調査や補強工事などの業務の結果による事故 ・対象業務により対象建物に発生した財物損壊（不同沈下など）による事故	◎	×

## 2 補償対象となる事故

### 【請負業者賠償責任保険・地盤崩壊危険補償特約セット】…「総合プラン」および「限定プラン」

- 仕事の遂行または仕事の遂行のために所有・使用または管理する施設（仮設事務所、宿舎、倉庫、仮設トイレ、資材置場等）に起因する偶然な事故により発生した他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について補償します。
- 地下工事や基礎工事などに伴い、不測かつ突発的に発生した土地の沈下や隆起、土砂崩れなどの地盤の崩壊により、土地や土地の工作物（基礎など）等が損傷したことによって、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について補償します。

### 【施設所有(管理)者賠償責任保険】…「総合プラン」および「限定プラン」

- 所有、使用もしくは管理する施設（事務所・資材置場等）や、施設の用法に伴う仕事の遂行に起因する偶然な事故により発生した他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について補償します。

### 【生産物賠償責任保険・地盤調査・補強工事に関する特約セット】…「総合プラン」のみ

- 仕事の終了または仕事の結果による偶然な事故および、被保険者が生産または販売した生産物に起因する偶然な事故により発生した他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について補償します。
- 地盤調査、地盤補強工事など（※1）の対象業務に起因して、対象建物（※2）に発生した不同沈下等の財物損壊（※3）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について補償します。

※1地盤補強工事など…

地盤補強工事に含まれる沈下修正工事は、下記の工法が対象となります。

・アンダーピーニング工法 ・耐圧版工法 ・硬質ウレタン注入工法 ・グラウト注入工法

※2対象建物とは…

対象となる地盤の上に建築された次の建物で、対象建物の引渡しから10年を経過したものを除きます。

（但し対象業務が沈下修正工事等の場合は、対象となる地盤の上に既に建築されている次の建物で、沈下修正工事等の引渡しから10年を経過した地盤の上に既に建築されているものを除きます。）

・住居専用建住宅 ・住居専用共同住宅 ・店舗併用住宅

・店舗・事務所等（建物延床面積1,000㎡未満）

（対象業務が地盤調査、地盤補強工事等の場合、増築部分の建築物については、既存建築物と構造的にエキスパンションジョイントを設けた増築部分の建築物であって、かつ、建物延床面積500㎡以下、建物高さ13m以下／軒高9m以下のものに限りません。）

※3財物損壊とは…

地盤調査、地盤補強工事などの業務に起因して対象地盤が不同沈下等することにより、対象建物が住宅の品質確保の促進に関する法律（平成11年法律第81号）第74条の規定に基づき定められた住宅紛争処理の参考となるべき技術的基準（沈下修正工事の場合は、その基準と同等の水準）の不具合事象に該当し、かつ、補修を要する不具合事象として確認されることをいいます。

### 3 補償の範囲 / お支払いする保険金

#### 【共通】（生産物賠償責任保険－「地盤調査・補強工事に関する特約」部分以外）

1 事故につきお支払いする保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される「1 名支払限度額」および「1 事故支払限度額」が限度となります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保} \\ \text{險} \\ \text{金} \\ \text{の} \\ \text{額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{①法律上の損害} \\ \text{賠償責任の額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{②損害防止費用} \\ \text{③権利保全行使費用} \\ \text{④緊急措置費用} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{基本契約の免責金額} \\ \text{(自己負担額)} \\ \hline \end{array}$$

また、下記⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし⑥については、①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。

#### ①損害賠償金

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。

#### ②損害防止費用

対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために要した必要または有益であった費用

#### ③権利保全行使費用

対人・対物事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用

#### ④緊急措置費用

対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置に要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用

#### ⑤協力費用

引受保険会社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用

#### ⑥争訟費用

損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用。

#### 【生産物賠償責任保険－「地盤調査・補強工事に関する特約」部分】－※総合プランのみ対象

- ①対象建物（対象建物に設置された機械設備・造作等の従物を含む）の修復費用
- ②建物居住者が仮住居のために要した費用
- ③対象地盤の修復費用（財物の損壊の発生のおそれがある他の対象地盤の修理費用は除きます）
- ④事故現場保存費用および事故原因究明費用
- ⑤訴訟対応費用

### 4 保険金を支払う限度額

#### 【共通・保険制度全体として】（複数特別約款共通支払限度額設定特約付帯）

1 事故につき 20億円  
保険期間中 100億円

※「保険制度全体として」とは… 補償の対象となる方全員で共通の限度額です。補償の対象となる方個々の限度額ではありませんので、ご注意ください。

#### 【請負業者賠償責任保険－地盤崩壊危険補償特約部分】

1 事故につき 3,000万円

#### 【請負業者賠償責任保険－借用財物損壊補償特約部分】（借用財物損壊補償特約支払限度額修正特約）

1 事故につき 200万円

#### 【生産物賠償責任保険－地盤調査・補強工事に関する特約部分】

1 事故につき 1億円

### 5 免責金額（自己負担額）

1 事故につき 3万円（借用財物損壊補償特約は5万円）

## 6 保険金をお支払いできない主な場合

### 【共通】

【次の損害賠償責任を負担することによって被る損害】

- ・ 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- ・ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任
- ・ 被保険者と世帯を同じくする親族の身体の障害またはこれらの者が所有、使用もしくは管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ・ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ・ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任
- ・ 地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償責任
- ・ 排水または排気（煙を含みます）に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
- ・ 原子核反応または原子核の崩壊等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的もしくは産業的利用に供されるラジオアイソトープ（ウラン、トリウム、プルトニウム、およびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません）の原子核反応または原子核の崩壊等によるもので、その使用、貯蔵または運搬に関し、法定違反がなかった場合を除きます。
- ・ 石綿（アスベスト）、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任（賠償責任保険追加特約）
- ・ 汚染物質の排出、流出、溢（いっ）出または漏出（以下「排出等」といいます）に起因する損害賠償責任。ただし、汚染物質の排出等が不測かつ突発的な場合を除きます。（賠償責任保険追加特約）
- ・ LPガスの販売業務の遂行（LPガス販売業務のための事務所施設の所有、使用または管理を含みます）およびその結果に起因する損害賠償責任 など

### 【請負賠償責任保険部分】

- ・ 地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次のいずれかに該当する損害賠償責任
  - ① 土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊に起因する損害賠償責任
  - ② 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物（基礎および付属物を含みます）、その収容物または土地の損壊に起因する損害賠償責任
  - ③ 地下水の増減に起因する損害賠償責任
- ・ 被保険者の下請負人またはその使用人が業務中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ・ 航空機、自動車または原動機付自転車（工作車を除きます。P8「工作車の取扱い」をご参照ください）の所有、使用または管理（自動車または原動機付自転車への貨物の積込み、積卸し作業を除きます）に起因する損害賠償責任
- ・ 仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをもって仕事の終了とします）または放棄の後に仕事の結果に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とはみなしませんが、
- ・ じんあい（金属粉を含みます）または騒音に起因する損害賠償責任
- ・ 塗装業務のために使用する塗料またはその他の塗装用材料が塗装作業中に飛散または拡散したことによって生じた損害賠償責任。ただし、容器等の落下または転倒に伴い飛散または拡散したことによって生じた損害賠償責任を除きます。
- ・ 塗装対象物の誤認、看板もしくは広告板等の設置する場所の誤り、広告の内容または塗料の色、特性等の塗料の選択の誤りによって生じた損害賠償責任
- ・ 塗装対象物の再塗装費用および塗装対象物自体を損壊したことによって生じた損害賠償責任
- ・ 施設の屋根、扉、窓、通風孔等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ・ 被保険者相互間の事故に起因する損害賠償責任
- ・ 被保険者が所有、使用または管理する以下の財物の損壊による損害賠償責任
  - ① 被保険者が所有する財物（所有権留保付売買契約に基づいて購入した財物を含みます）
  - ② 被保険者が使用している財物
  - ③ 被保険者が他人から借用している財物（レンタル、リース等による財物を含みます）
  - ④ 被保険者が他人から受託している財物
  - ⑤ 運送、荷役、撤去または移設の目的物
  - ⑥ 被保険者に支給された資材、機材、商品等の財物
  - ⑦ 建設工事において発注者に引き渡されるべき建設工事の目的物
  - ⑧ 被保険者が仕事を遂行するにあたり作業を行う対象物（建設工事の場合は、建設工事の目的物と一体として作業を行う部分を含みます）
  - ⑨ 被保険者が仕事を遂行するにあたり現実かつ直接的に作業を行っている財物 など

### 【地盤崩壊危険補償特約部分】

【次の損害賠償責任を負担することによって被る損害】

- ・ 無振動工法によらない工事に伴う土地の振動に起因する損害賠償責任
- ・ 地下水の増減およびその利用に係る損害賠償責任
- ・ 地盤の崩壊による道路（その付属物を含みます）、河川または堤防の滅失、損傷または汚損に起因する損害賠償責任

- ・被保険者が仕様書に定める災害防止措置を講じなかったことによる地盤の崩壊に起因する損害賠償責任
- ・保険期間終了後に発見された地盤の崩壊に起因する損害賠償責任
- ・シールド工法によらない場合は、地盤の崩壊に起因して掘削予定地域の外周線より掘削予定深度を水平に置き換えた距離内で生じた財物の損壊に係る損害賠償責任
- ・シールド工法による場合は、地盤の崩壊に起因して掘削予定地域内またはその上下の地域内で生じた財物損壊にかかる損害賠償責任
- ・被保険者と発注者を同じくする他の請負業者（その業者の下請業者を含みます）が施工中の工事の目的物またはその所有、使用もしくは管理する財物の滅失、損傷または汚損に起因する損害賠償責任

【次のいずれかに該当する費用】

- ・薬液注入に関わる費用
- ・設計変更または工事変更のための費用 など

【施設所有（管理）者賠償責任保険部分】

- ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ・施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
- ・航空機、昇降機（小荷物専用昇降機を除きます）、自動車または原動機付自転車（販売等を目的とする展示中かつ走行していない自動車または原動機付自転車を除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ・施設外における船・車両（原動力が専ら人力である場合を除きます）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ・施設の給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢（いっ）出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢（いっ）出による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ・被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- ・仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをもって仕事の終了とします）または放棄の後の仕事の結果に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とはみなしません。
- ・施設の屋根、扉、窓、通風孔等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ・原油、重油等の石油物質が施設から海、河川、湖沼または運河へ流出した場合の水の汚染による他人の財物の損壊または漁獲高の減少もしくは漁獲物の品質の低下に起因する損害賠償責任

【被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次の行為に起因する損害賠償責任】

- ①身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せん等の作成・交付等の医療行為
- ②美容整形、医学的墮胎、助産または採血その他医師、歯科医師、看護師、保健師もしくは助産師が行うのでなければ人体に危害を及ぼしまたは人体に危害を及ぼすおそれのある行為
- ③医薬品の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示。ただし、法令により、医師、歯科医師、獣医師または薬剤師以外の者が行うことが許されている場合を除きます。
- ④あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師以外の者が行うことを許されていない行為を含みます。
- ⑤整体、カイロプラクティック、リフレクソロジー、リラクゼーション、その他マッサージ業類似行為を業とする者が行うこれらの行為
- ⑥理学療法士、作業療法士、臨床工学技師または診療放射線技師がそれらの資格に基づいて行う行為
- ⑦弁護士、司法書士、行政書士、弁理士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、建築士、技術士、測量士または獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為 など

【生産物賠償責任保険部分】

- ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ・保険期間開始前に既に発生していた事故と同一の原因により、保険期間中に発生した事故に起因する損害賠償責任
- ・次の財物の損壊または使用不能（これらの財物の一部の性質または欠陥による財物の他の部分の損壊または使用不能を含みます）について負担する損害賠償責任
  - ①生産物
  - ②仕事の目的物
- ・故意または重大な過失により法令に違反して製造、生産、加工、販売もしくは提供した生産物または仕事の結果に起因する損害賠償責任
- ・仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任
- ・完成品（生産物が成分、原材料、添加物、資材、部品、容器または包装等として使用された財物）の損壊または使用不能について負担する損害賠償責任
- ・製造・加工品※の損壊または使用不能について負担する損害賠償責任
- ・次のいずれかに該当する生産物とその意図または期待された効能または性能を發揮しなかったことに起因する損害賠償責任。ただし、副作用その他これに類する有害な反応に起因する損害を除きます。
  - ①医薬品等
  - ②農薬取締法第1条の2（定義）に規定する農薬
  - ③食品衛生法第4条に規定する食品

※次の財物をいいます。

- ①生産物または完成品により、製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物
- ②生産物または完成品を制御装置として使用している財物から、製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物

【被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次の行為に起因する損害賠償責任】

- ①身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為
- ②美容整形、医学的堕胎、助産または採血その他医師、歯科医師、看護師、保健師もしくは助産師が行うのでなければ人体に危害を及ぼすまたは人体に危害を及ぼすおそれのある行為
- ③医薬品の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示。ただし、法令により、医師、歯科医師、獣医師または薬剤師以外の者が行うことが許されている場合を除きます。
- ④あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師以外の者が行うことを許されていない行為を含みます。
- ⑤整体、カイロプラクティック、リフレクソロジー、リラクゼーション、その他マッサージ業類似行為を業とする者が行うこれらの行為
- ⑥理学療法士、作業療法士、臨床工学技師または診療放射線技師がそれらの資格に基づいて行う行為

【次の費用を負担することによって被る損害】

- ・生産物または仕事の目的物の回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置に要する費用（被保険者が支出したと否とにかかわらず、損害賠償金として請求されたと否とを問いません。また、その回収措置の対象に生産物または仕事の目的物以外の財物が含まれる場合において、その財物にかかる回収措置に要する費用を含みます）  
など

### 【地盤調査・補強工事に関する特約部分】

- ・対象建物が引き渡された日から起算して10年を経過した後に請求された損害賠償責任  
（但し対象業務が沈下修正工事の場合は、対象業務が引き渡された日から起算して10年を経過した後に請求された損害賠償責任）
- ・平成13年1月1日以前に対象建物を引き渡した対象業務に起因する損害賠償責任  
（但し対象業務が沈下修正工事の場合は、平成15年1月1日以前に引き渡した対象業務に起因する損害賠償責任）
- ・直接であると間接であるとを問わず、地滑り、がけ崩れ、断層の活動、地割れ等の地盤もしくは地形の変動またはこれらに類似の予期できない自然環境の変化に起因する事故による損害賠償責任
- ・対象建物の取得者、賃借人、占有者等の対象建物を使用する者により著しく不適切な維持管理、通常想定される使用状態と著しく異なる使用、当初想定されたものと著しく異なる用途・用途および増改築などにより対象建物の構造、面積等が変更されたことが原因となった事故による損害賠償責任
- ・自然の消耗、摩擦、かび、さび、変質、変色その他類似の事故に起因する損害賠償責任
- ・植物の根などの成長に起因する事故による損害賠償責任
- ・近隣の土木工事、道路工事または車両の通行等の第三者の人為的な作用により、調査地の基礎地盤に予測し得ない外力が作用したことに起因する損害賠償責任
- ・地耐力調査が行われずに施工された対象建物の事故による損害賠償責任
- ・地耐力調査によってその工法が不相当と判断されたのにもかかわらず施工された対象建物、または保険契約者が指定する工事が行われずに施工された対象建物の事故による損害賠償責任
- ・地下水の増減に起因する損害賠償責任
- ・被保険者以外の者が実施した対象業務に起因する損害賠償責任
- ・身体の障害に起因する損害賠償責任
- ・対象建物に収容する家財の損壊に起因する損害賠償責任
- ・沈下修正工事設計審査を行った場合において、沈下修正工事設計審査によってその工法が不相当と判断されたのにもかかわらず沈下修正工事が施工された対象建物、または保険契約者が指定する沈下修正工事が行われずに施工された対象建物の事故による損害賠償責任  
など

なお、保険契約締結の際、保険契約者、被保険者またはその代理人が、保険期間中に、被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求に対しては、保険金を支払いません。

## 7 その他特約

### 【請負賠償責任保険部分】

特約等	保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲 お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない 主な場合(共通以外)
請負業者特別約款 工作車の取扱い	作業場内※1、作業区間内※2および施設内において、被保険者が所有、使用または管理するブルドーザー、パワーショベル等の工作車(ダンプカーを含みません)に起因する他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、作業場外、作業区間外および施設外における公道走行中を除きます。 ※1作業場とは仕事を行っている場所であって、不特定多数の人の出入りを制限している場所をいいます。 ※2作業区間とは、仕事の遂行のために、仕事を行っている間には不特定多数の人の出入りを制限している場所をいいます。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 基本契約の支払限度額および免責金額(自己負担額)が適用されます。 (注)自賠責保険等(責任共済を含みます)※3または自動車保険等(自動車共済を含みます)により支払われるべき金額の合算額が免責金額より大きい場合は、その合算額が免責金額として適用されます。 ※3自賠責保険等を締結すべき建設用工作車が自賠責保険等に加入していない場合、自賠責保険等から支払われる金額に相当する額をいいます。	—
賠償責任保険追加特約 使用不能損害補償条	工事・作業の遂行に起因する偶然な事故により保険期間中に発生した、他人の財物の損壊を伴わないその財物の使用不能について、その財物につき正当な権利を有する者に対し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、その使用不能損害が発生した最初の日からその日を含めて30日以内に生じたものに限りま。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 1事故および保険期間中100万円が限度となります。免責金額(自己負担額)は1,000円です。 (注)保険金をお支払いした場合は、それ以降の「保険期間中の支払限度額」が減額されます。	・使用不能損害を被った財物について正当な権利を有する者が事故の発生を知らなかった期間に生じた使用不能損害 ・契約の履行遅滞その他の債務不履行に起因して発生した財物の使用不能損害 など

特約等	保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲 お支払いする保険金の額
管理財物損壊補償特約	補償管理財物(※)の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ※補償管理財物とは、次の①または②に規定する財物で、次の③から⑨までに該当しない財物をいいます。 ①被保険者が所有する財物(所有権留付売買契約に基づいて購入した財物を含みます) ②被保険者が使用している財物 ③被保険者が他人から借用している財物(レンタル、リース等による財物を含みます) ④被保険者が他人から受託している財物 ⑤運送、荷役、撤去または移設の目的物 ⑥被保険者に支給された資材、機材、商品等の財物 ⑦建設業法第2条に規定する建設工事(28業種)およびこれらに類似の工事(以下「建設工事」といいます)において発注者に引き渡されるべき建設工事の目的物(以下「建設工事の目的物」といいます) ⑧被保険者が仕事を遂行するにあたり作業を行う対象物(建設工事の場合は、建設工事の目的物と一体として作業を行う部分を含みます) ⑨被保険者が仕事を遂行するにあたり現実かつ直接的に作業を行っている財物	【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 基本契約の財物損壊の1事故の支払限度額が限度となります。免責金額(自己負担額)は基本契約と同額となります。
	<b>保険金をお支払いできない主な場合(共通以外)</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害</li> <li>・被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する補償管理財物の損壊に起因する損害</li> <li>・作業の拙劣により生じた補償管理財物の損壊に起因する損害。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。</li> <li>・補償管理財物の誤認、選択の誤り、取り違え等に起因する損害</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	

特約等	保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲 お支払いする保険金の額
借用財物損壊補償特約	借用財物(※)の損壊(盗取または紛失を除きます)について、その財物につき正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ※借用財物とは、作業場内(仕事を行っている場所であって、不特定多数の人の出入りを制限している場所をいいます)、作業区間内(仕事の遂行のために、仕事を行っている間には不特定多数の人の出入りを制限している場所をいいます)および施設内において使用または管理する次のいずれかに該当する財物をいいます。 ①被保険者が他人から借用している財物(レンタル、リース等による財物を含み、不動産を除きます) ②被保険者が所有権留付売買契約に基づいて購入した財物	【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 基本契約の財物損壊の1事故の支払限度額または200万円のいずれか低い額が限度となります。免責金額(自己負担額)は5万円となります。
	<b>保険金をお支払いできない主な場合(共通以外)</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害</li> <li>・被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する借用財物の損壊に起因する損害</li> <li>・借用財物について正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された借用財物の損壊</li> <li>・借用財物に対する修理または加工等の作業により生じた損壊</li> <li>・電氣的または機械的な原因により生じた借用財物の損壊</li> <li>・汚損、すり傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外形上の損傷であって、借用財物の機能に直接関係のない損壊</li> <li>・電球等の管球類、潤滑油・燃料等の運転資材またはタイヤ等の消耗品に単独に生じた損壊</li> <li>・借用財物の使用不能</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	

【施設所有（管理）者賠償責任保険部分】

特約等	保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲 お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない 主な場合（共通以外）
賠償責任保険追加特約	施設修理等 危険補償 条項	<p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ</p> <p>【お支払いする保険金の額】 基本契約の支払限度額および免責金額（自己負担額）が適用されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事の請負人、下請負人またはこれらの者の使用人に対する損害賠償責任</li> <li>など</li> </ul>
	来場者 携帯品等 補償条 項	<p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ</p> <p>【お支払いする保険金の額】 1事故につき10万円が限度となります。ただし、被害携帯品の時価（同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて算出した金額）が限度となります。 免責金額（自己負担額）は3,000円です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害賠償責任</li> <li>・ 被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する携帯品等の損壊に起因する損害賠償責任</li> <li>・ 携帯品等が自動車もしくは原動機付自転車またはこれらの物の積載物であった場合のこれらの損壊に起因する損害賠償責任</li> <li>・ 携帯品等が治療、美容、飼育、育成等を目的として預かった動物または植物であった場合のこれらの損壊に起因する損害賠償責任</li> <li>など</li> </ul>
	使用不能 損害拡張補償 条項	<p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ</p> <p>【お支払いする保険金の額】 1事故および保険期間中100万円が限度となります。 免責金額（自己負担額）は1,000円です。 （注）保険金をお支払いした場合は、それ以降の「保険期間中の支払限度額」が減額されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用不能損害を被った財物について正当な権利を有する者が事故の発生を知らなかった期間に生じた使用不能損害</li> <li>・ 契約の履行遅滞その他債務不履行に起因して発生した財物の使用不能損害</li> <li>など</li> </ul>

【生産物賠償責任保険部分】

特約等	保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲 お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない 主な場合(共通以外)
使用不能 損害拡張 補償条項	被保険者が生産もしくは販売した生産物または被保険者が行った仕事の結果に起因する偶然な事故により、保険期間中に発生した、他人の財物の損壊を伴わないその財物の使用不能について、その財物につき正当な権利を有する者に対し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、その使用不能損害が発生した最初の日からその日を含めて30日以内に生じたものに限り、生産物や仕事の結果に起因するものについては、その生産物や仕事の目的物自体に損壊が発生していることが必要となります。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 1事故および保険期間中につき100万円が限度となります。 免責金額(自己負担額)は1,000円です。 (注) 保険金をお支払いした場合は、それ以降の「保険期間中の支払限度額」が減額されます。	・使用不能損害を被った財物について正当な権利を有する者が事故の発生を知らなかった期間に生じた使用不能損害 ・契約の履行遅滞その他の債務不履行に起因して発生した財物の使用不能損害 ・生産物または仕事の目的物の使用不能に対する損害賠償責任 ・生産物または仕事の目的物の不測かつ突発的な損壊を伴わない財物の使用不能に対する損害賠償責任 など
国外一時 持出品 補償条項	国外一時持出品※に起因する事故により発生した他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ※国外一時持出品とは、次のすべてに該当する生産物をいい、被保険者または被保険者以外の者により、日本国外での販売、供給を目的として日本国内から持ち出された生産物(原料、部品などに使用されている場合を含みます)を含みません。 ①被保険者が日本国内において製造、販売または供給した財物 ②日本国外に所在している財物 ③被保険者以外の者が、日本国外におけるその財物の使用目的に従った一時的な使用を目的として、日本国内から持ち出した財物	【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 基本契約の支払限度額および免責金額(自己負担額)が適用されます。 (注) 保険金をお支払いした場合は、それ以降の「保険期間中の支払限度額」が減額されます。	被保険者に対する損害賠償請求が日本国外の裁判所に提起された場合 など
生産物・仕事 の目的物 損壊補償 条項	生産物または仕事の結果に起因する他人の身体の障害または財物(生産物、仕事の目的物、完成品および製造・加工品を除きます)の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に限り、その生産物または仕事の目的物の損壊または使用不能に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 1事故および保険期間中につき、基本契約の財物損壊の1事故支払限度額×3%が限度となります。 免責金額(自己負担額)は基本契約の財物損壊の免責金額と同額となります。 (注) 保険金をお支払いした場合は、それ以降の「財物損壊の保険期間中の支払限度額」が減額されます。	—
賠償責任保険 追加特約  リコール費用 補償条項	国外一時持出品※に起因する事故により発生した生産物または仕事の結果に起因する他人の身体の障害が発生し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に限り、生産物または仕事の目的物の回収、廃棄、検査、修理、交換等の費用を負担したことにより被った損害(記名被保険者以外の者が実施した回収措置について、その費用を記名被保険者に対して求償してきた場合に記名被保険者が被る損害を含みます)に対して、保険金をお支払いします。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 ①新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用 ②電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(文書の作成費および封筒代を含みます) ③回収生産物等(回収措置の対象となる生産物または仕事の目的物をいいます。以下同様とします)か否かまたは欠陥の有無について確認するための費用 ④回収生産物等の修理費用 ⑤代替品(回収生産物等と引換えに給付される生産物または仕事の目的物をいいます。以下同様とします)の製造原価または仕入原価 ⑥回収生産物等と引換えに返還するその生産物または仕事の目的物の対価(記名被保険者の利益を差し引いた後の金額とします) ⑦回収生産物等または代替品の輸送費用 ⑧回収生産物等の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用 ⑨回収措置の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分 ⑩回収措置の実施により生じる出張費および宿泊費等 ⑪回収生産物等の廃棄費用 ⑫回収措置の実施により生じる費用で当社の書面による同意を得たもの 【上記の費用に含まないもの】 ①他人の身体の障害について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ②回収生産物等またはその他の財物の使用が阻害されたことによって生じた法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ③回収措置の欠陥または技術の拙劣等により通常の回収措置の費用以上に要した費用 ④正当な理由がなく、通常の回収措置の費用以上に要した費用 ⑤回収措置に関して、特別の約定がある場合において、その約定によって通常の回収措置の費用以上に要した費用 ⑥回収措置の対象に回収生産物等以外の財物が含まれる場合において、その財物にかかる上記【お支払いの対象となる損害の範囲】の④から⑩までに規定する費用ならびに⑪および⑫に規定する費用 ⑦日本国外に存在する生産物の回収措置に要した費用 【お支払いする保険金の額】 1事故および保険期間中につき300万円を限度として保険金をお支払いします。 免責金額(自己負担額)は基本契約の身体障害の免責金額と同額となります。 (注) 保険金をお支払いした場合は、それ以降の保険期間中の支払限度額が減額されます。	—

# 団体賠償責任保険制度へのご加入について

## 1 保険契約者および補償の対象となる方

この保険は、株式会社地盤審査補償事業を保険契約者とし、株式会社地盤審査補償事業の登録地盤業者を加入者とする地盤崩壊危険補償特約セット請負業者賠償責任保険、施設所有(管理)者賠償責任保険、地盤調査・補強工事に関する特約セット生産物賠償責任保険団体契約です。

保険契約者	株式会社地盤審査補償事業
補償の対象となる方 (被保険者)	(1) 株式会社地盤審査補償事業の登録地盤業者 (2) 登録地盤業者の役員・使用人 (3) 登録地盤業者の下請負人および下請負人の役員・使用人

## 2 保険期間 (ご契約期間)

平成29年1月1日午後4時から平成30年1月1日午後4時までの1年間

## 3 ご加入方法

### ・継続加入・新規加入・内容変更の場合

- ① 「団体賠償責任保険制度 保険料見積依頼書」に必要事項を記入し、保険仲立人 (M&Kコンサルタンツ株式会社) までFAXもしくはe-mailにて保険料をお問い合わせください。
- ② ①の手続き完了後、保険料お見積書をお送りいたしますので、内容をご確認ください。
- ③ 「団体賠償責任保険制度 加入申込票」に必要事項を記入し株式会社地盤審査補償事業へ郵送してください。
- ④ ③の加入申込票を地盤審査補償事業にて受け付け次第、保険料請求書をお送り致しますので、支払期日までに保険料を保険契約者：株式会社地盤審査補償事業へお振込みください。

### ・脱退の場合

「団体賠償責任保険制度 保険料見積依頼書」のご提出は不要です。

## 4 中途加入

中途加入は随時受け付けをいたします。

保険開始日の前日までに保険料をお支払いいただき、保険期間 (ご契約期間) は平成30年1月1日午後4時迄となります。新設等の理由により加入時に直近の決算書がない加入者および期中加入者は、保険期間中の見込みの売上高を基に算出した暫定保険料によりご契約いただき、保険期間終了時に確定保険料との差額をご精算いただく契約方式となっております。

## 5 加入者証

ご加入の証として、後日加入者証をお送り致します。

加入者証到着までの間は、保険料をお振込みいただいた振込控えをお手元に保管してください。

加入者証が到着しましたら、内容をご確認の上、大切に保管してください。

## 6 ご加入後の注意点

総合プランにご加入いただいた場合で、ご加入時に沈下修正工事を行っていなかった方が、保険期間の途中で沈下修正工事を新規事業として行う場合は、事前に取扱保険仲立人までご連絡ください。

## 7 保険料算出のための確認事項

この保険契約には「保険料確定特約」がセットされています。

この特約をセットしたご契約は、ご加入時に把握可能な直近の会計年度等（1年間）の売上高（保険料算出の基礎数値）を基に算出した保険料を払込みいただきます。

（注）ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。

- ・ 保険期間中に確定精算方式への変更はできません。
- ・ 保険期間終了時に、保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。
- ・ 保険料算出の基礎数値に誤りがあった場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合があります。
- ・ 保険期間中の保険料算出の基礎数値が、ご申告いただいた数値を著しく上回り、または下回る見込みがある場合には、この特約はセットできません。
- （注）企業買収・部門売却等の予定がある場合（保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合）、季節的または一時的な営業期間を保険期間とする場合ご契約には、この特約はセットできません。
- ・ ご契約が保険期間中に解除・解約された場合（中途更改を含みます）には、確定精算を行わず、普通保険約款・特別約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。
- ・ 中途加入する際には保険期間終了時に確定精算が必要となりますのでご注意ください。
- ・ 「保険料算出の基礎に係る根拠資料」の内容については、個別に確認させていただく場合があります。

## 8 引受保険会社について

この保険契約は3社による共同保険契約であり、各引受保険会社は分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。引受幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他業務を行っております。

- ・ 引受保険会社（幹事）あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（分担割合：50%）  
（非幹事）三井住友海上火災保険株式会社（分担割合：45%）  
損害保険ジャパン日本興亜株式会社（分担割合：5%）

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した保険事故に係る保険金は100%補償されます。

また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

## ■ 万が一事故が発生した場合は

事故が発生した場合は遅滞なく引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

この保険には、被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

## ■ その他

### ・ 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、株式会社地盤審査補償事業または各引受保険会社が次の取扱を行うことに同意のうえお申し込みください。

#### 【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、株式会社地盤審査補償事業がこの保険の事務手続きのために使用することがあります。

また各引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払に関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険(株)のホームページ（<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>）および各引受保険会社のホームページをご覧ください。

### ・ 適用する保険約款、特別約款および特約

賠償責任保険普通保険約款、賠償責任保険追加特約、施設所有（管理）者特別約款、請負業者特別約款、地盤崩壊危険補償特約、管理財物損壊補償特約、借用財物損壊補償特約、保険料確定特約、複数特別約款共通支払限度額設定特約

**（総合プランのみ）** 生産物特別約款、地盤調査・補強工事に関する特約

※賠償責任保険普通保険約款、各特別約款および特約集、保険証券は保険契約者（株式会社地盤審査補償事業）に交付されます。

### ・ 重複契約のご注意について

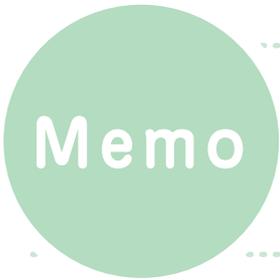
他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額（支払限度額）等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。\*

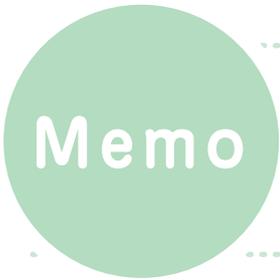
※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

・ このパンフレットは概要をご説明するものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは普通保険約款・特別約款・特約集をご用意しておりますので、引受保険会社までご請求ください。ご不明な点がございましたら、引受保険会社にお問合わせください。



# Memo

A series of horizontal dotted lines for writing.



# Memo

A series of horizontal dotted lines for writing.



[保険契約者・お問合わせ先]

**株式会社 地盤審査補償事業**

〒102-0073

東京都千代田区九段北1-15-2 九段坂パークビル4F

TEL : 03-6272-9814

FAX : 03-6272-9815

<http://www.juhinkyo-hosho.jp/>

[引受保険会社]



あいおいニッセイ同和損害保険株式会社



三井住友海上火災保険株式会社



損害保険ジャパン日本興亜株式会社